

# 第1期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## ◆事業報告

主要な事業内容

主要な事業所

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

## ◆連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

## ◆計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

株式会社E TSグループ

事業報告の「企業集団の現況に関する事項」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## (8) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

建設業：株式会社E T S ホールディングス

電 気 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
鋼 構 造 物 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
土 木 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
建 築 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
大 工 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
石 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
屋 根 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
内 装 仕 上 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
電 気 通 信 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
解 体 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
管 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－5	・ 第2837号)
塗 装 工 事 業	(国土交通大臣許可)	一般－5	・ 第2837号)
消 防 施 設 工 事 業	(国土交通大臣許可)	一般－5	・ 第2837号)
測 量 業	(国土交通大臣登録)	(7) - 19407号)	

建設業：株式会社岩井工業所

電 气 工 事 業	(岡山県知事許可)	特定－6	・ 第626号)
土 木 工 事 業	(岡山県知事許可)	特定－6	・ 第626号)
とび・土工工事業	(岡山県知事許可)	特定－6	・ 第626号)
電 气 通 信 工 事 業	(岡山県知事許可)	一般－6	・ 第626号)

建設業：ユウキ産業株式会社

管 工 事 業	(大阪府知事許可)	一般－4	・ 第86132号)
---------	-----------	------	------------

建設業：株式会社D C ライン

電 气 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
土 木 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
石 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
鋼 構 造 物 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
舗 装 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
し ゆ ん せ つ 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
塗 装 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
水 道 施 設 工 事 業	(国土交通大臣許可)	特定－4	・ 第28799号)
電 气 通 信 工 事 業	(国土交通大臣許可)	一般－4	・ 第28799号)

建物管理業：株式会社東京管理  
マンション管理業者 (国土交通大臣 (5) 第030385号)  
消防設備業 (豊島消防署 第7号)  
警備業 (東京都公安委員会認定 第30004327号)

(注) 2025年10月1日に、株式会社ETSホールディングスはETSライン株式会社、株式会社東京管理はETSOOK株式会社、ユウキ産業株式会社はETSクリア株式会社へそれぞれ商号変更いたしました。

**(9) 主要な事業所（2025年9月30日現在）**

建設業：株式会社 E T S ホールディングス  
イ. 本 社 ( 東 京 都 豊 島 区 )  
ロ. 事 業 本 部 東北送電事業本部 ( 宮 城 県 仙 台 市 )  
ハ. 事 業 部 中部送電事業部 ( 愛 知 県 名 古 屋 市 )  
ニ. 事 業 部 関 西 事 業 部 ( 大 阪 府 大 阪 市 )  
二. 営 業 所 石 卷 営 業 所 ( 宮 城 県 石 卷 市 )

建設業：株式会社岩井工業所  
本 社 ( 岡 山 県 岡 山 市 )

建設業：ユウキ産業株式会社  
本 社 ( 大 阪 府 大 阪 市 )

建設業：株式会社DCライン  
本 社 ( 德 島 県 三 好 市 )  
徳島支社 ( 德 島 県 德 島 市 )  
高松支社 ( 香 川 県 高 松 市 )

建物管理業：株式会社東京管理  
本 社 ( 東 京 都 豊 島 区 )  
広島支社 ( 広 島 県 広 島 市 )

(注) 2025年10月1日に、株式会社ETSホールディングスはETSライン株式会社、株式会社東京管理はETSOOK株式会社、ユウキ産業株式会社はETSクリア株式会社へそれぞれ商号変更いたしました。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項**

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### **(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、2024年に《経営理念》及び《行動規範》を制定し、企業活動の指針としております。この指針に基づいて取締役及び使用人一人一人が法令を遵守し、倫理観をもって行動することに努めておりますが、今後さらに徹底してまいります。

### **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、「文書規程」により、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録及び稟議書など）を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。また常時これらを閲覧できるものとしております。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、子会社を含むグループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理規程」の定めにより「リスク管理委員会」を設置し、リスクの未然防止、迅速に対応する体制を構築しております。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、原則として取締役会を月1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要な項目について審議し、意思決定を行っております。

### **(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理及び指導を行うとともに、《経営理念》に基づき企業集団の業績向上、事業の発展を目指しております。

また、親会社との関係については、当社の経営に関する事項は社外を含む取締役及び監査役が出席する取締役会にて決議し方針を定め、独立性を担保して業務の適正を確保しております。

### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

上記の補助する従業員の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得るものとしております。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は取締役会に監査役の出席を求め、報告しております。
- ② その他取締役から監査役に報告する事項が生じた場合は必要に応じて報告しております。
- ③ 子会社については、「関係会社管理規程」において監査役へ速やかに適切に報告する体制を構築しております。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制**

当社では、「公益通報者保護規程」を定め、当社及び子会社の報告者等が不当な取扱いを受けることがない体制を確保しております。

**(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。

**(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

**(12) 反社会的勢力排除に対する取組**

当社は、統括責任者を定め「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して不当要求に屈しない体制を構築しております。必要に応じて外部関係機関とも連携を図り、有効かつ迅速な対応を行ってまいります。

**(13) 信頼性のある財務報告を確保するための体制**

信頼性のある財務報告を確保するため「内部統制実施基準」を制定し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自らが評価し、不備については適時に是正する体制を構築しております。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では、上に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組を行っております。

### **(1) 反社会的勢力排除に対する取組**

当社グループは、反社会的勢力に対して、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っています。また、適宜反社会的勢力に対する情報を社内で共有しております。また、取引先を対象とする調査を適宜行い、基本契約又は覚書を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に努めています。

### **(2) 損失の危険の管理に対する取組**

リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの見直し、分析、対応策の検討を行っております。

### **(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われている事に対する取組**

業務分掌規程の改定及び業務執行部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。また、経営に係る重要な意思決定は、毎週行われる経営会議による審議を経て取締役会に付議しております。取締役6名のうち1名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役で構成されており、社外取締役、社外監査役は取締役会に出席し、隨時必要な意見の表明を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保しております。また、監査役3名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めています。

### **(4) コンプライアンスに対する取組**

当社グループでは、入社時の社内研修や教育の機会を利用し、コンプライアンス教育を行い、法令及び社内規定を遵守するための取組を継続的に行っております。

### **(5) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組**

当社グループに関しては、適宜開催される会議において報告事項並びに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、各業務執行部門及びグループ会社を定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善状況等を管理しております。

#### (6) 監査役の監査が実効的に行われる事に対する取組

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に行っております。

監査役と内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。また、監査役から業務補助を行うスタッフの要請が有った場合、職務執行の補助要員を配置します。

各監査役は、監査役業務補助スタッフへ直接指揮命令を行うことができます。また、当社及びグループ会社の役員、社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）は、当社の内部統制に関する事項について重要事項が生じた場合、担当窓口に対し報告するものとします。報告者に対しては、報告を理由とした不当な取扱いが行われないよう「公益通報者保護規程」に従い運用いたします。

### 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	480,000	1,271,328	1,444,919	-	3,196,247
当 期 変 動 額					
株式移転による増減	△430,000	430,000			-
剩 余 金 の 配 当			△50,951		△50,951
親会社株主に帰属する当期純利益			466,351		466,351
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△430,000	430,000	415,400	△0	415,399
当 期 末 残 高	50,000	1,701,328	1,860,319	△0	3,611,647

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	6,001	△176,165	△170,163	3,026,084
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△50,951
親会社株主に帰属する当期純利益				466,351
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,407	△160	3,247	3,247
当 期 変 動 額 合 計	3,407	△160	3,247	418,647
当 期 末 残 高	9,409	△176,325	△166,915	3,444,731

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社ETSホールディングス、株式会社東京管理、株式会社岩井工業所、  
ユウキ産業株式会社、株式会社DCライン、エトスホテル株式会社、合同会社  
東山

2025年10月1日に、連結子会社である株式会社ETSホールディングスを  
ETSライン株式会社、株式会社東京管理をETSOOK株式会社、ユウキ産業株式会  
社をETSクリア株式会社に商号変更しております。

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平  
均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づ  
く簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

主な耐用年数	建物・構築物	2年～47年
	機械・運搬具	2年～17年
	工具器具・備品	2年～15年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(ハ) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

③ 重要な繰延資産の処理方法

(イ) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(ロ) 創立費

定額法を採用しております。償却年数5年。

④ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(二) 完成工事補償引当金

完成引渡済工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して算定した見積補償額を計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降10年以内でその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 電気工事業

当社グループは、電気工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) 不動産関連事業

管理組合及び建物の一棟所有者から建物の管理業務等を請け負っており、建物管理業務は履行義務の内容に応じて一時点又は一定の期間にわたり履行義務を充足し、収益を認識しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完工工事高	7,495,546千円
-------	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っています。工事原価総額は、工事契約ごとに策定した実行予算に基づき算定しております。実行予算は、作成時点で入手可能な情報に基づき、作業内容や原材料価格等について仮定し策定しておりますが、工事契約の変更や仕様変更、工事着手後の状況の変化等、一定の不確定性が伴います。工事の進捗等に伴い継続して実行予算の見直しを行っておりますが、実際の工事原価総額と異なる場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土 地	207,358千円
建 物	246千円
計	207,605千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
計	100,000千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,400,000千円
借入実行残高	1,600,000千円
差引額	800,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,094,522千円

(4) 受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	200千円
完成工事未収入金等	990,327千円
契約資産	2,992,616千円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年9月30日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△52,893千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	普通株式
当連結会計年度末株式数	6,368,903株

## (2)配当に関する事項

### ① 配当金支払額

当社は、2024年10月1日に単独株式移転により株式会社ETSホールディングスの完全親会社として設立いたしました。配当金の支払額は下記の株式会社ETSホールディングスの定時株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月26日 株式会社ETSホールディングス 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,951	8.00	2024年9月30日	2024年12月27日

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金 利益剰余金	108,271	17.00	2025年9月30日	2025年12月29日

(注) 2025年12月26日開催予定の定時株主総会において、上記議案を付議いたします。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余剰資金は原則として流動性が高く安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行からの借入及び社債により調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

##### (1) 信用リスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

金融資産は主に長期性預金であり、銀行の信用リスクに晒されております。資金運用における預金取引については、一定の信用格付け基準を満たす銀行に限定し、定められた運用期間・限度額内で運用しております。

#### (D) 資金調達に係る流動性リスクの管理

営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び社債及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）を参照ください。）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、工事未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
①投資有価証券	21,956	21,956	-
②長期性預金	200,000	199,937	△62
資産計	221,956	221,893	△62
③社債（※1）	850,000	821,835	△28,164
④長期借入金（※2）	526,786	520,480	△6,305
⑤リース債務（※3）	358,179	346,200	△11,979
負債計	1,734,965	1,688,515	△46,449

（※1） 1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※3） 短期リース債務を含んでおります。

（注） 市場価格のない株式等は、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	443

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	21,956	—	—	21,956
資産計	21,956	—	—	21,956

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期性預金	—	199,937	—	199,937
資産計	—	199,937	—	199,937
社債	—	821,835	—	821,835
長期借入金	—	520,480	—	520,480
リース債務	—	346,200	—	346,200
負債計	—	1,688,515	—	1,688,515

- ・長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ・社債

社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ・長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ・リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	電気 工事業	不動産 関連事業	計		
得意先別内訳					
民間	2,267,545	1,640,713	3,908,259	－	3,908,259
官公庁	187,240	31,690	218,931	－	218,931
電力会社	7,094,163	13,272	7,107,436	26,552	7,133,988
顧客との契約から生じる収益	9,548,950	1,685,675	11,234,626	26,552	11,261,178
外部顧客への売上高	9,548,950	1,685,675	11,234,626	26,552	11,261,178
収益認識の時期					
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	8,521,971	914,964	9,436,935	26,552	9,463,488
一時点で移転される財又はサービス	1,026,978	770,711	1,797,690	－	1,797,690
顧客との契約から生じる収益	9,548,950	1,685,675	11,234,626	26,552	11,261,178
外部顧客への売上高	9,548,950	1,685,675	11,234,626	26,552	11,261,178

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売電事業であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記 (5)  
 その他連結計算書類作成のための重要な事項 「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。」

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に、契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に含めております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,387,494
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	990,527
契約資産（期首残高）	1,327,914
契約資産（期末残高）	2,992,616
契約負債（期首残高）	592,524
契約負債（期末残高）	915,777

契約資産は当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で完工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は555,928千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は15,263,227千円であり、当該取引価格は最長で3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

## 7. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

### (1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社 E T S ホールディングス

事業の内容 建設業

② 企業結合日

2024年10月1日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

④ 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社 E T S グループ

⑤ 企業結合の背景と目的

株式会社 E T S ホールディングスは2022年2月に創業100周年を迎ましたが、更なる「100年の未来」に向け、「『この街に明かりを灯すのは私達』～100年の伝統から100年の未来へ～」をパーソナリティ（存在意義）に掲げており、グループを挙げて更なる挑戦を続けております。

地球温暖化問題や再生エネルギーの急速な普及など社会の変化が目まぐるしい中、人々の安全・安心な暮らしのために、当社が培ってきたコアな技術で価値を新たに創造していくことが、当社の社会的責任であると考えております。

100年先も明かりを灯し続けていけるよう、株式会社 E T S ホールディングス及びそのグループが今後も持続的に成長していくためには、電気工事業の一層の強化と同時に、不動産関連事業分野の業務拡大、そして社会の変化に適応した新たな事業への挑戦に取り組んでいかねばならないと考えており、これを実現するために持株会社体制へ移行いたしました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

540円87銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

73円22銭

## 9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

### (1) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### ① 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備の廃棄費用について、資産除去債務を計上しております。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

太陽光発電設備の使用見込み期間を取得から30年と見積り、割引率は0.657%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33,557千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	220千円
期末残高	33,778千円

### (2) 法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

この税率変更により、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剩余金	資本剩余金 合 計	そ の 他 利益剩余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額						
株式移転による 増 加	50,000	12,500	2,898,371	2,910,871		
当 期 純 利 益					96,225	96,225
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当 期 変 動 額 ( 純 額 )						
当 期 変 動 額 合 計	50,000	12,500	2,898,371	2,910,871	96,225	96,225
当 期 末 残 高	50,000	12,500	2,898,371	2,910,871	96,225	96,225

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	-	-	-
当 期 変 動 額			
株式移転による 増 加		2,960,871	2,960,871
当 期 純 利 益		96,225	96,225
自己株式の取得	△0	△0	△0
株主資本以外の項目 の当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	△0	3,057,096	3,057,096
当 期 末 残 高	△0	3,057,096	3,057,096

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

##### ③ リース資産

ア. 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

イ. 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

#### (3) 繰延資産の処理方法

創立費

定額法を採用しております。償却年数5年。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、受取配当金であります。

##### ① 経営指導料

契約内容に応じた役務が提供された時点で履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。

##### ② 受取配当金

配当金の効力発生日をもって認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	147千円
短期金銭債務	4,504千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	223,892千円
営業費用	23,940千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	普通株式
当事業年度末株式数	1株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,127 千円
繰延税金資産合計	1,127 千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
				事業上の 関係				
子会社	株式会社 ETSホールディングス	電気工事業	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の 受取	101,592	—	—
					業務委託料の 支払	22,536	—	—
					現物配当の 受取	856,388	—	—

(注) 1 記載金額には、債権債務に係る金額については消費税等が含まれ、損益に係る金額については消費税等は含まれておりません。

### 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 経営指導料は、経営を指導するための契約に基づき決定しております。
- ・ 業務委託料は、子会社との業務委託契約に基づき決定しております。
- ・ 現物配当の受取は、持株会社体制への移行に伴う当社グループ体制の構築の一環として関係会社株式を当社が現物配当として收受したものです。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## 8. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

### (1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社 E T S ホールディングス  
事業の内容 建設業

② 企業結合日

2024年10月1日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

④ 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社 E T S グループ

##### ⑤ 企業結合の背景と目的

株式会社 E T S ホールディングスは2022年2月に創業100周年を迎えましたが、更なる「100年の未来」に向け、「『この街に明かりを灯すのは私達』～100年の伝統から100年の未来へ～」をパークス（存在意義）に掲げており、グループを挙げて更なる挑戦を続けております。

地球温暖化問題や再生エネルギーの急速な普及など社会の変化が目まぐるしい中、人々の安全・安心な暮らしのために、当社が培ってきたコアな技術で価値を新たに創造していくことが、当社の社会的責任であると考えております。

100年先も明かりを灯し続けていけるよう、株式会社 E T S ホールディングス及びそのグループが今後も持続的に成長していくためには、電気工事業の一層の強化と同時に、不動産関連事業分野の業務拡大、そして社会の変化に適応した新たな事業への挑戦に取り組んでいかねばならないと考えており、これを実現するために持株会社体制へ移行いたしました。

##### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	480円00銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	15円11銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。